

石福総第1563号
平成29年10月30日

石狩市社会福祉審議会
会長 鈴木 幸雄 様

石狩市長 田岡 克介

次の事項について、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

乳幼児等医療費給付事業における通院に係る医療費の助成対象年齢の引上げについて

平成29年10月30日

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市社会福祉審議会
会 長 鈴木 幸雄

乳幼児等医療費給付事業における通院に係る医療費の助成対象年齢の引上げについて（答申）

石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、平成29年10月30日付石福総第1563号で諮問のありました乳幼児等医療費給付事業における通院に係る医療費の助成対象年齢の引上げについて、本審議会において審議を行った結果、適切であると答申します。

なお、審議の過程において各委員から提起された意見を取りまとめ、下記のとおり付帯意見として述べますので、十分尊重されますようご配慮願います。

記

付帯意見

- 1 通院に係る医療費の助成対象年齢のさらなる引上げについて
助成対象年齢を将来的にさらに引き上げることにについて、今後の検討課題としていただきたい。